

	<p>省エネ法関係…定期報告件数 【工場】 19年度 1384 20年度 1473 21年度 — 【荷主】 19年度 158 20年度 162 21年度 183</p> <p>指導件数 【工場】 19年度 184 20年度 67 21年度 46 【荷主】 19年度 — 20年度 — 21年度 14</p> <p>現地調査件数 【工場】 19年度 44 20年度 190 21年度 177 報告徴収件数 【工場】 19年度 184 20年度 67 21年度 46 【荷主】 19年度 — 20年度 — 21年度 14</p> <p>立入検査件数 【工場】 19年度 3 20年度 16 21年度 16 【荷主】 19年度 — 20年度 — 21年度 0</p> <p>※1 工場に係る21年度分の定期報告は、省エネ法の改正に伴い22年11月末が提出期限 2 荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は21年度から実施。 3 現地調査は工場のみ対象。</p>
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管</p>
その他各方面の意見	<p>事業者や農林漁業者から、補助事業に関する情報提供や相談対応について農政局で対応してほしいとの要望あり。</p>
既往の政府方針等	<p>○ 国が6次産業化に関する個々の計画を直接認定し、支援・指導措置を講ずることを内容とする「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」を平成22年3月9日に閣議決定して国会に提出（継続審議）しているところであり、地方農政局はこの業務を執行する中心的な役割を果たす予定。</p> <p>○ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）—抜粋— 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開 ②国内市場の活性化 食品産業の基盤となる国内市場について、農林水産物等の地域資源を活用する6次産業化や地域ブランドの活用等を促進するとともに、高齢者が飲食しやすい食品等消費者のニーズに合った新商品・メニューの開発を進めること等により、新たな価値を創造し、質が高く多様性に富んだ国内市場の維持・回復を進める。 また、企業としての社会的責任を果たすため、環境配慮への要請等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減、食品廃棄物の削減と資源の有効利用を促進するとともに、消費者とのコミュニケーションの強化等の自主的な取組やコンプライアンスの徹底を推進する。</p> <p>3. 農村の振興に関する施策 (1) 農業・農村の6次産業化 農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。</p> <p>○ 新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～ （平成21年12月30日閣議決定）—抜粋—</p> <p>2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4) 観光立国・地域活性化戦略 （「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮） 今後、自然資源、伝統、文化、芸術などのそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。 また、いわゆる6次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産物の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。</p>

	<p>○ 民主党の政権政策Manifesto2010（平成 22 年 6 月 17 日民主党代表発表）－抜粋－ 7／農林水産業</p> <p>○農林漁業について製造業・小売業などとの融合（農林漁業の6次産業化）により生産物の価値を高めることで、農林漁業と農山漁村の再生を図ります。</p>
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A-a</div>	<p>容器リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告、立入検査等について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与することを検討。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。</p>
備考	<p>○記載事項については、関係省と調整、合意を得たものではなく、今後、変更もあり得る。</p>

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】
食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）

事務・権限の概要	<p>〔業務内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農商工等連携促進法に係る農商工等連携事業等の広報 （国、地方公共団体等の責務：法第 15 条） ・ 容器包装リサイクル法や食品リサイクル法に基づく制度の広報・啓発 （国の責務：容り法第 5 条第 4 項、食り法第 5 条第 3 項）
予算の状況 （単位：百万円）	－
関係職員数	119 人の内数
事務量（アウト プット）	<p>農商工関係…法施行時（平成 20 年 7 月）には広報・啓発は実施していたが、現在は実施していない。</p> <p>容り法関係…巡回点検時、指導の対象となる事業者等に対し必要に応じて、指導の一環として一部実施。</p> <p>食り法関係…巡回点検時、指導の対象となる事業者等に対し必要に応じて、指導の一環として一部実施。</p>
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 地方に移管</p>
その他各方面の 意見	<p>事業者や農村漁業者から、補助事業に関する情報提供や相談対応について農政局で対応してほしいとの要望あり。</p>
既往の政府方針 等	<p>○ 食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）－抜粋－ 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 <ol style="list-style-type: none"> (3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開 <ol style="list-style-type: none"> ②国内市場の活性化 食品産業の基盤となる国内市場について、農林水産物等の地域資源を活用する 6 次産業化や地域ブランドの活用等を促進するとともに、高齢者が飲食しやすい食品等消費者のニーズに合った新商品・メニューの開発を進めること等により、新たな価値を創造し、質が高く多様性に富んだ国内市場の維持・回復を進める。 また、企業としての社会的責任を果たすため、環境配慮への要請等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減、食品廃棄物の削減と資源の有効利用を促進するとともに、消費者とのコミュニケーションの強化等の自主的な取組やコンプライアンスの徹底を推進する。 3. 農村の振興に関する施策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業・農村の 6 次産業化 農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第 2 次・第 3 次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT 産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の 6 次産業化を推進する。

	<p>○ 新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～ （平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）―抜粋―</p> <p>2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果</p> <p>(4) 観光立国・地域活性化戦略 （「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮） 今後、自然資源、伝統、文化、芸術などのそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。 また、いわゆる6次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。</p> <p>○ 民主党の政権政策Manifesto2010（平成 22 年 6 月 17 日民主党代表発表）―抜粋― 7 / 農林水産業 ○ 農林漁業について製造業・小売業などとの融合（農林漁業の6次産業化）により生産物の価値を高めることで、農林漁業と農山漁村の再生を図ります。</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">A - a</div>	<p>容器リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく制度等の広報啓発について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与することを検討。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。</p>
<p>備考</p>	<p>○記載事項については、関係省と調整、合意を得たものではなく、今後、変更もあり得る。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（2-1）

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際 の事務・権限名	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省生産動態統計調査（法定受託事務を除く）

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 経済産業省生産動態統計調査のうち、都道府県が既に調査を実施している業種であってその規模等に応じ局も分担して実施しているものに係るもの（法定受託事務）</p> <p>（具体的な内容） 生産動態統計は統計法にて国が実施する基幹統計として位置づけられ、①鉱工業に関する月次動向の把握・公表、②IIP（鉱工業指数）、GDP速報等の重要経済指標作成の基礎データ提供等の役割を果たしている。 移譲を検討するのは、本調査業務のうち、現在、局及び都道府県が規模等に応じ分担して実施している業種（注）に係る調査票の配布、回収・審査（疑義照会、修正等）及び国（経済産業省）へのデータ送付（法定受託事務）。</p> <p>（注）現在、局及び都道府県が規模等に応じ分担して調査を実施している業種（49業種：約4,400事業所）は以下の通り。 機械器具（その1～12、14、16～20、23、24、28～38、40～44、46、47、57）、鐵構物・架線金物、ばね、弁・管継手、空気動工具・作業工具・のこ刃・機械刃物、ガス機器・石油機器・太陽熱温水器、粉末や金製品、鍛工品、鋳鉄鑄物、可鍛鋳鉄・精密鑄造品、非鉄金属鑄物、ダイカスト</p> <p>（移譲に当たっての条件等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の側において追加業務（移譲の検討の対象となる事業所数は約4,400）を遅滞なく処理するために受け入れる体制が整ったものについて、法定受託事務として全国一律・一斉に移譲を検討。 ・ IIPやGDP速報等の重要な指標作成の基礎となる統計であり、その精度維持が不可欠であることから、当該業務の遂行に当たっては、厳密な審査をするための統計に関する専門的知見及び対象業務ごとの品目知識が必要。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	84人の内数
事務量（アウト プット）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月実施。 ・ 調査対象数は約4,400事業所。 ・ 調査票配布数：約8,600／月（経産局からの配布数）の内数、調査票回収・審査数：約8,300／月の内数、督促数：約2,800（延べ数／年）の内数
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的：我が国鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>○根拠法令：統計法（平成 19 年 5 月 25 日法律第 53 号）第 7 条、第 9 条</p> <p>○関係する計画・通知等：公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：中規模企業等を対象とした調査（調査対象名簿管理、調査票の配付・回収・督促・審査、業況ヒアリング、苦情対応、調査員の任命・指導、新規事業所の把握等）</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>84 人の内数</p>
<p>事務量 （アウトプット）</p>	<p>・毎月実施。 ・調査対象数は約 17,400 事業所（うち経済産業局実施分 約 8,600）。 ・経産局からの調査票配布数：約 8,600/月、 調査票回収・審査数：約 8,300/月、 督促数：約 2,800（延べ数/年）</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>廃止・民営化（全国知事会見解 H22.7.15）</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>都道府県においても、統計部局において厳しい人員削減が進められる中、統計調査に係る追加的業務負担に対しては、その調整に困難を極めたところ。 現在経済産業局が担っている当該統計に係る調査業務については、比較的規模の大きな事業所を対象とし、IIP 等への影響も大きいため、厳密な審査を求められること、また、扱う調査票の種類も多く、調査票ごとに習得しなければならない品目知識も多いことから、都道府県に移譲することになった場合の都道府県側の負担は極めて大きくなるのが懸念される。 実際、本件について、都道府県の現場からは、「現在まで国が主体となって実施してきた業種は大規模事業所が多く、各都道府県レベルでは対応しきれない恐れがある。また、統計担当部署における定員配置状況は近年非常に厳しくなっており、そもそも業務の増加に対応するのは難しい。」との声あり（東京都、大阪府等）。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>出先機関改革にかかる工程表（H21.3.24 地方分権改革推進本部決定）：民間委託の拡大等を進める。</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※都道府県が既に調査を実施している業種であって、都道府県の側において受け入れる体制が整ったものについて移譲を検討)</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>④ 生産動態統計は統計法にて国が実施する基幹統計として位置づけられ、①鉱工業に関する月次動向の把握・公表、②IIP（鉱工業指数）、GDP 速報等の重要経済指標作成の基礎データ提供等の役割を果たしており、業務の遅滞、精度の低下は経済政策上、大きな支障を及ぼす。 本調査業務では、毎月半ばまでに約 17,400 事業所から前月末メデータの調査票を回収し、これら調査票について集計・分析の上、①業種別の統計を月末に公表するとともに、②同日に公表する IIP の算定用データの作成・提供を行っている。こうした極めてタイトな日程の中で、調査票の配布、回収・審査（疑義照会、修正等）、データの集計・指数化、分析等を行う必要があり、本省、局、都道府県が連携をとりつつ一体となって調査業務に当たっている。 現在、局及び都道府県が分担して調査を実施している業種については、都道府県の側において追加業務（現在の局の担当事業所数は約 4,400、都道府県担当は約 2,000。）を遅滞なく処理するために受け入れる体制が整ったものについて、全国一律・一斉に局担当分の移譲を検討する。この場合、本事業は統計法に基づく基幹統計作成のために国が責任を持って継続して実施すべきものであることから、従来都道府県が実施してきた部分と同様、統計法に基づく法定受託事務として都道府県が受け入れることが前提となる。 他方、現在、局にて実施し、都道府県は関与していない業種は、鉄鋼、化学、紙パルプ、鉱物、非鉄金属等、比較的大規模の事業所から成り、通常その事業活動範囲が一の都道府県域を超えること等から局にて調査を行ってきたもの。そのため、当該調査を各都道府県に移譲した場合、各都道府県にとってこれまで取り扱ってこなかった業種に対応するため専門的知識、体制整備が求められることに加え、これら業種は各事業所の規模が大きい半面、事業所数は少なく、都道府県</p>

	<p>に僅少数の業務（1県1業種当たり平均約2.6事業所）が分散されることから、全体の行政効率も低下するおそれがあり、引き続き局にて実施することが適当。</p> <p>また、本調査業務については、調査票の印刷・発送等、民間を活用できる部分については既に外注により効率化を図っているところであるが、上記の通り、タイトな日程の中でIIPの作成業務と密接に連携しながら実施しなければならない業務であり、このような月次調査に係る業務全体を民間委託した場合、その円滑かつ継続的な実施は極めて困難。よって、引き続き国が中心となって実施することが必要。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（４）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務
----------------	----------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名) 商工会議所法に基づく定款変更の認可</p> <p>(具体的な内容) 商工会議所法に基づく以下定款事項の変更の認可。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 2. 名称 3. 事業 4. 地区 5. 事務所の所在地 6. 会員たる資格に関する事項 7. 会員の加入及び脱退に関する事項 8. 会員の権利及び義務に関する事項 9. 会費に関する事項 10. 法定台帳に関する事項 11. 負担金に関する事項 12. 役員に関する事項 13. 議員に関する事項 14. 議員総会に関する事項 15. 常議員会に関する事項 16. 部会に関する事項 17. 事務局に関する事項 18. 経理に関する事項 19. 事業年度 20. 公告の方法 <p>その他任意に定款に記載された事項</p> <p>※上記の定款変更認可事項のうち、5. 9. 10. 11. 16. 17. 19. 20及び「その他任意に定款に記載された事項」については、既に都道府県知事に委任されている。</p> <p>(移譲に当たっての条件等) 所要の規制緩和（副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制の可能な限りの緩和、届出制への変更等）を含めて検討することが必要。</p>								
予算の状況 (単位:百万円)	—								
関係職員数	68人の内数								
事務量(アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td>98の内数</td> <td>46の内数</td> <td>36の内数</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	定款変更の認可	98の内数	46の内数	36の内数
	平成19年度	平成20年度	平成21年度						
定款変更の認可	98の内数	46の内数	36の内数						
備考									

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的： 商工会議所法は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。</p> <p>○根拠法令： 商工会議所法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要： 商工会議所法においては、商工会議所の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収及び検査等、全国的見地から国が行うべき事務について経済産業大臣が行うこととされており、これらの事務以外のものについては政令で都道府県知事へ委任されている。</p> <p>≪国（経済産業局）の権限≫ ・設立の認可、定款変更の認可（組織の根幹に関わるもの）、設立認可の取消し、解散の認可 等</p> <p>≪都道府県の権限≫ ・特定商工業者の基準引き上げに係る許可等、定款変更の認可（軽微なもの） ・年次報告の受理 等</p>																				
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>																				
<p>関係職員数</p>	<p>68 人の内数</p>																				
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併認可</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>設立認可</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td>98</td> <td>46</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	合併認可	1	1	1	設立認可	0	0	1	定款変更の認可	98	46	36				
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度																		
合併認可	1	1	1																		
設立認可	0	0	1																		
定款変更の認可	98	46	36																		
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）</p>																				
<p>その他各方面の意見</p>	<p>・我が国の商工会議所制度が国際的な信用を失墜することがないようにするためには、商工会議所の同質性を堅持することが不可欠であり、同制度の根幹に関わる事項については、商工会議所法を所管する国において、同法に係る許認可権限を保持し、統一的に運用する必要がある。（日本商工会議所）</p> <p>・現在はわが国および地域経済の経済構造等を巡る環境が大きく異なり、商工会議所が直面する課題が大きく変化する中で、商工会議所がこれらの変化に的確に対応し、商工会議所法の目的を達成する観点から自らの機能を最大限に発揮するためには、副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制は可能な限り緩和すべきであると、各地商工会議所の声を受け、主張してきたところである。（日本商工会議所）</p> <p>・その上で、設立・解散・合併の認可など商工会議所制度の根幹に関わる事項については、同権限を国に残すべきである。また、定款変更の認可については、地域の実情に応じて自由かつ主体的な活動を展開できるようにするために、「届出制」とすべきである。（日本商工会議所）</p>																				
<p>既往の政府方針等</p>	<p>【地方分権改革推進委員会第 1 次勧告（H20. 5. 28）、第 2 次勧告（H20. 12. 8）】 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。</p>																				

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。</p> <p>C-c ※上記以外の事務</p> </div>	<p>① 商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給された証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するためには、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を保持しなければ著しい支障が生じる。 業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握することが必要があること、また、許認可対象者の利便性も考慮すると経済産業局にて実施するのが適切。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（ 7 ）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内におののみ事業所等がある認証製造業者等に対する工業標準化法（JIS法）に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） JIS制度は、国内に流通する鋳工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、私用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としている。 当該事務・権限は、JISマークの認証を受けた認証製造業者等に対し、必要に応じて報告徴収、立入検査を実施するもの。</p> <p>（報告徴収・立入検査を実施する場合） ・ 認証製造業者等がJISマークを表示した鋳工業品の規格不適合について信憑性の高い情報が寄せられた場合 ・ 登録認証機関の認証業務が不適切であり、結果として当該登録認証機関が認証した製品等の規格不適合が疑われる信憑性の高い情報が寄せられた場合 ・ その他法の適切な執行のため必要と判断された場合等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） ・ 法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内におののみ事業所等を有する製造業者等であっても、JISマークが表示された鋳工業品の規格不適合品が国内で広く流通するおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・ 当該報告徴収・立入検査は対象となる鋳工業品のJIS規格への適合性及び製造業者等の品質管理体制について、高度な技術的知見に基づく確認が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	128人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※ 当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>・ 認証製造業者等に対する立入検査 約110件／年^{（注）} 等 （注）経済産業局のみの事務量（19～21年度）</p>
備考	